

災害時における水道施設の応急対策業務の 協力に関する協定書

伊勢崎市水道事業（以下「市」という。）と伊勢崎管工設備協同組合（以下「組合」という。）とは、地震、風水害、異常湧水その他の災害、事故等（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市の給水区域内に災害が発生し、水道施設が被災したときに市が実施する応急対策業務における組合の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市は、次に掲げる水道施設の応急対策業務について、組合に協力を要請することができる。

- (1) 水道施設の被害状況及び断水状況の調査(漏水調査を含む。)に関する事。
- (2) 水道施設の応急復旧工事の実施に関する事。
- (3) 応急給水の実施に関する事。
- (4) その他必要な水道施設の応急対策業務に関する事。

2 市は、前項の規定により組合に協力を要請する場合は、文書又は口頭により行うものとする。

（協力）

第3条 組合は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、この協定に基づく水道施設の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）に協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、大規模な災害が発生したときは、市の協力要請の有無にかかわらず、前条第1項第1号に規定する調査を実施し、その結果を市へ報告するよう努めるものとする。

（現場指揮）

第4条 市は、応急対策業務に関し必要な現場指揮を行うものとする。

（協力体制）

第5条 組合は、市の指揮に従って、応急対策業務に従事するものとする。

2 組合が動員する作業員等（以下「作業員等」という。）は、災害の状況に応じて、必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

(情報通信手段の確保)

第6条 市は、応急対策業務の実施のために必要と認める場合は、携帯用防災無線無線を組合に貸与するものとする。

2 組合は、市の協力要請に応じ、速やかに、応急対策業務に従事することができるよう、組合員相互の連絡用として多様な情報通信手段の確保に努めるものとする。

(事前準備)

第7条 組合は、組合員の動員体制、資機材等の保有状況等を把握しておくものとする。

2 組合は、応急対策業務を円滑に実施するため、次に掲げる事項を4月末日までに市に報告するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 動員体制表
- (3) 組合員の名簿
- (4) 情報通信手段
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 市は、組合が応急対策業務のために要した次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借上料
- (3) 市の協力要請により使用した組合員の保有する資材費
- (4) その他応急対策業務に要した経費

2 市は、組合が応急対策業務のために使用した器具等の滅失、破損等に係る経費について、再取得価額を負担するものとする。

(費用請求)

第9条 組合は、前条の経費について、応急対策業務の終了後、速やかに、市の積算基準により算定した額を精算し、一括して市に請求するものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第10条 応急対策業務において、作業員等が負傷し、疾病にかかり、又は障害を負った場合若しくは死亡した場合は、組合の労働災害補償保険により補償するものとする。

2 応急対策業務により、組合が第三者に損害を与えた場合は、市及び組合が両



者で協議の上、対処するものとする。

(防災訓練の実施)

第11条 市及び組合は、応急対策業務を円滑かつ適切に実施することができるよう、必要に応じて防災訓練を行うものとする。

(他の市区町村の協力要請)

第12条 市は、他の市区町村で発生した災害についても、この協定に準じて組合に応急対策業務の協力を要請することができる。

(定めのない事項の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じた場合は、その都度、市及び組合が両者で協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定は、平成24年4月1日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、市及び組合のいずれかの申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

2 この協定の締結に伴い、平成21年4月1日付けで市と組合との間で締結した「災害時における水道施設等の応急復旧の協力に関する協定書」は、前項の規定によりこの協定の効力が生じる日をもって、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月6日

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市水道事業

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆



伊勢崎市葦塚町306番地

伊勢崎管工設備協同組合

代表理事 川 端 護

